

第6章 監査の結果及び意見（総論）

第1．全般的意見及び提言

全般的意見1．第三セクター等の範囲に誤りがある

総務省は、第三セクター等の出資・経営等の状況を把握することを目的として、隔年で「第三セクター等の状況に関する調査」を実施し、全国の地方公共団体から得た情報に基づき、調査結果を公表している。

（令和3年度の調査結果：https://www.soumu.go.jp/main_content/000784114.pdf）

総務省が公表している「第三セクター等の状況に関する調査結果（令和3年3月31日時点）」によれば、調査対象となる第三セクター等は以下の通りに定めている。

1. 第三セクター
 - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
 - ② 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
2. 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）
3. 地方独立行政法人

ここで、令和3年度の「第三セクター等の状況に関する調査」において、市が総務省に第三セクター等として報告しているのは、以下の3法人であった。

（令和3年度の調査結果全国集計は総務省HPに掲載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）

- ・ 泊ふ頭開発株式会社
- ・ 那覇市土地開発公社
- ・ 地方独立行政法人那覇市立病院

また、総務省は、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請すると共に、毎年、各地方自治体における経営健全化方針の策定状況及び当該方針に基づく取組状況を調査し、「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果」として公表している。

(調査結果は総務省 HP に掲載されている。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html)

ここで、令和 3 年度の「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果」において、市が経営健全化方針取組中として挙げているのは、沖縄都市モノレール株式会社の 1 法人であった。

以上より、従前、市が第三セクター等として把握していたのは、泊ふ頭開発、那覇市土地開発公社、那覇市立病院、沖縄都市モノレールの 4 法人であった。

しかしながら、第三セクター等に関する総務省指針第 1. によれば、第三セクターには地方公共団体が原則として 25% 以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人も含まれることが明記されている。

【第三セクター等に関する総務省指針 第 1 より抜粋】

第 1. 本指針の基本的な考え方

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等(第三セクター及び地方公社(注 1))は、…
(以下、中略)

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資(原則として 25% 以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

(注 1)

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

(下線は監査人による。)

この点、市に対し 25% 以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人の有無について質問したところ、公益財団法人那覇市育英会及び公益社団法人那覇市シルバー人材センターが該当するとのことであり、当該 2 法人が第三セクター等の範囲から漏れていることが判明した。

市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、部署横断的に調査すべきである。

その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する「第三セクター等の状況に関する調査」や「第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査」において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。

なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。

過去の公益法人会計基準においては「基本金」という概念が存在し、貸借対照表に計上されていたため、当該基本金残高に占める地方公共団体の出捐割合を算定することが可能であった。

しかしながら、現行の「平成 20 年改正 公益法人会計基準」においては、基本金という概念が無いため、「市が 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人」に該当しているか否かの判断基準については、市において検討が必要になると考えられる。

「市が 25%以上の出捐を行っている一般社団法人及び一般財団法人」の判断基準として、例えば以下のような方法が考えられるため、参考にされたい。

(判定方法例)

- ・ 「平成 20 年改正 公益法人会計基準」適用前に設立済みの一般社団法人及び一般財団法人については、設立時の基本金残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。
- ・ 基本財産が計上されている法人については、事業年度末の基本財産残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。
- ・ 設立時に基本財産が計上されている法人については、設立時の基本財産残高に占める市の出捐割合が 25%以上であれば第三セクター等とする。

全般的意見 2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号 総務大臣通知)によれば、総務省は各地方公共団体に対し、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための第三セクター等の活用の両立に適切に取り組むことを要請している。

このような、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための第三セクター等の活用の両立、という目的を達成するために、総務省は、第三セクター等に関する総務省指針を策定し、各地方公共団体が当該指針の内容を十分留意し、適切に対処することを要請している。

しかしながら、今回監査を実施した結果、市の第三セクター等に関して、多数の指摘又は意見が発見されており、第三セクター等に関する総務省指針に沿った行政手続が適切に実施されているとは言い難い状況であった。発見事項の詳細は、個別事業の監査結果まとめ(P. 50 以降)や第三セクターごとの個別監査意見(P. 66 以降)に記載するが、主な発見事項としては以下の事項が挙げられる。

発見事項	該当する第三セクター等	第三セクター等に関する総務省指針における該当箇所
第三セクター等による事業の自己評価に改善の余地がある	沖縄都市モノレール(意見②) 泊ふ頭開発(意見②) 那覇市育英会(意見①) 那覇市シルバー人材センター(意見①)	第 2. 1 (3)
市による第三セクター等のモニタリングが不十分	泊ふ頭開発(指摘②、意見⑦、意見⑧) 那覇市育英会(指摘③、意見③) 那覇市シルバー人材センター(指摘③、意見③)	第 2. 1 (3)
第三セクター等の役職員が適任かどうか疑問	沖縄都市モノレール(意見③、④) 泊ふ頭開発(意見④、指摘①) 那覇市育英会(意見②)	第 2. 3 (2)
会計処理や内部管理体制に関して改善すべき点がある	泊ふ頭開発(意見⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、指摘③) 那覇市育英会(意見④、⑤、⑥、⑦、指摘④) 那覇市シルバー人材センター(意見④、⑤、⑥、⑦、⑧)	第 2. 1 (1)
情報公開が不十分	沖縄都市モノレール(意見⑩) 泊ふ頭開発(意見⑭)	第 2. 2

	那覇市育英会（意見⑧） 那覇市シルバー人材センター（意見⑨）	
経営健全化方針の作成内容について 改善の余地がある	沖縄都市モノレール（意見⑧、⑨）	第3．2

監査実施過程において、市の第三セクター等に運営に対する関与度合いは比較的低く、法人任せの運営になっているケースが多いという印象を受けた。

第三セクター等に関する総務省指針第2．によれば、「地方公共団体は第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である」とされていることから、市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、当該指針に従い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。

一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要がある点にも留意が必要である。

また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。他の地方公共団体において、第三セクター等の関与指針を策定している事例が存在するが、第三セクター等に関する総務省指針の記載事項に加え、独自の指針項目を記載しているものもあり、参考になる。

他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針のうち、監査人が特に参考になると考えた事例について、以下の通り紹介したい。

（１） 地方公共団体によるモニタリング

- ① 漫然と第三セクターを存続させるのではなく、場合により、対象法人の廃止・統合も選択肢に入れることとする

→米沢市 「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項 4．（１）④

唐津市 第三セクター等への関与に関する指針 3．（１）

柏崎市 第三セクター等に関する指針 3．

浜田市 第三セクター等に関する指針 第3

（２） 財政的支援

- ① 財政的支援は必要最小限とする

→米沢市 「第三セクター等に関する指針」に関する基本運用事項 4．（１）③

日向市 第三セクターに関する指針 4．①

(3) 人的関与

- ① 地方公共団体の長や市職員は、原則として第三セクター等の役員に就任しない
 - 柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1
 - 浜田市 第三セクター等に関する指針 第4 2. (3) ①
 - 日向市 第三セクターに関する指針 4. ②

- ② 市職員が退職後に第三セクター等の役職員に就任することには、慎重に判断する
 - 唐津市 第三セクター等への関与に関する指針 3. (3) イ
 - 柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1
 - 浜田市 第三セクター等に関する指針 第4 2. (3) ①
 - 日向市 第三セクターに関する指針 4. ②

(4) 情報公開

- ① 財務諸表以外の情報も積極的に公開する
 - 横手市 第三セクター等への関与に関する指針 5. (7)
 - 山口市 第三セクター等の自立的経営に関する指針 5. (8)、別紙2

那覇市においても、他の地方公共団体における事例を参考にして、第三セクター等の関与指針を作成することを検討されたい。

全般的意見 3. 出資に関する出口戦略の明確化

第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (4)において、地方公共団体が出資している第三セクター等が将来的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい、と規定されている。

【第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (4) より抜粋】

(4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。

したがって、市は継続的に第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクター等への出資に関する“出口戦略”を明確化する必要があると考える。

また、市の限られた財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に対しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。

この点、以下の通り、現状では出口戦略や将来展望について再検討の余地があると考えられる第三セクター等及び出資団体が存在する。

法人	意見／指摘	内容
泊ふ頭開発	意見① 意見⑧	・事業の公益性の有無について再検討が必要。 ・出資に関する出口戦略が検討されていない。
那覇市育英会	意見⑨	貸与者数が減少し育英会に余剰金が積み上がっている状況や、市が直営で実施する給付型奨学金との共同運営の可能性、等の現状の経営環境を踏まえた将来展望の検討が必要。
那覇市土地開発公社	意見①	休眠状態となっている公社の存続の可否について、検討が不十分。
那覇空港ビルディング	意見①	完全民営化も選択肢の一つに含めた第三セクターの中長期的な出口戦略についても、県とともに検討すべき。
那覇新都心	意見①	第三セクター方式の継続と民間事業者への株式譲渡を比較検討すべき。

市は、上記の趣旨を踏まえ、出資の出口戦略について適切に検討する必要がある。その上で、出口戦略の方針を定めたら、その方針に向けた取り組みについて、市と出資団体との役割を分担しながら進めていく必要がある。

全般的意見 4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任

第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (2)において、第三セクターの役職員の就任に関して、地方公共団体が留意すべき事項を、以下の通り記載している。

【第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (2) より抜粋】

(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

したがって、第三セクター等に関する総務省指針を踏まえると、第三セクター等の役職員を選任する際、市は、民間出身者を含めて広く人材を求めるよう努め、また、市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する場合は慎重を期し、他の選択肢を含め十分に検討する必要があるものと考えられる。

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要があるのである。

しかしながら、市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する際に、他の選択肢を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言い難い事例が発見された。

法人名	指摘/意見	概要
沖縄都市モノレール(株)	意見③	市長が取締役を兼務しているが、取締役会の全てに欠席しており、取締役としての職責を果たしているか疑問。
	意見④	協定に基づき市の元職員が総務部長職に就任しているが、中長期的には民間企業出身者等、多様な候補者から適任者を登用するよう努めるべき。
泊ふ頭開発(株)	意見④	市長が取締役を兼務しているが、取締役会の全てに欠席しており、取締役としての職責を果たしているか疑問。
	指摘①	市の元職員が常務取締役就任しているが、民間企業出身者等のよりふさわしい人材はいないかどうかについて、泊ふ頭

		開発(株)と共に十分に検討すべき。
那覇市育英会	意見②	過去に市の元職員が常務理事に就任していた際、理事報酬と比較して業務日数が過少であり、理事としての職責を果たしていたか疑問。

また、元市長や市の元職員が、市退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、適材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの誤解を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。

なお、他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針で、地方公共団体と第三セクター等との人的関与に関する方針を記載している事例があるため、参考にされたい。

【柏崎市 第三セクター等に関する指針 4. 1 より抜粋】

1. 人的関与の在り方

第三セクター等に対して行う職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の趣旨を踏まえ、必要最小限に抑える必要があります。また、その必要性も定期的に点検・検証し、目的が達成された場合等においては、引上げを行うなど適切な関与に努めます。

（役員の就任）

市の職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします（法令等で定めがある、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する、又は出資（出捐）法人からの特段の要請に基づき就任する場合を除きます。）。

また、市の職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期すとともに、関係法令等の規定を踏まえ、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

（職員の派遣）

市の施策を推進するなどの特別な場合を除き、市の職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課の職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。

（下線は監査人による。）

【浜田市 第三セクター等に関する指針 第4 2. (3) より抜粋】

(3) 人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

① 役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が 1/2 以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。

また、市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。

② 職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

(下線は監査人による。)

【日向市 第三セクターに関する指針 4. ②より抜粋】

②人的関与の見直し

第三セクターに対して行う職員派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)を踏まえ、適切に対応する必要があります。また、定期的に点検・検証し、目的が達成された場合などにおいては、引き上げを行うなどの確な運営に努めます。

○役員の就任

(1) 市の二役(市長・副市長)又は職員(部課長)が、第三セクターの役員(取締役・理事・監査役・監事・評議員等)に就任している場合、その経過・状況を十分検討した上で、退任が可能と判断されるものについては役員に就任しないものとします。

(2) 市の二役及び職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします。(ただし、法令等で定めのある場合や、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する場合、又は出資(出捐)法人からの特段の要請に基づき就任する場合は除きます。)

(3) 市の一般職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期すとともに、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

○職員の派遣

- (1) 市の関与についての適正化を図るため、現在の職員派遣については、今後は市の施策を推進するなど、特別な場合を除き市職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。
- (2) 第三セクター等の改革(平成20年6月30日総務省通知)により、経営悪化や再生、組織の変更などの理由によりやむなく職員等を派遣する必要がある法人については、その目的と派遣・就任の期限を明確にし、必要最小限の関与に抑えることとします。

(下線は監査人による。)

全般的意見 5. 法令遵守体制の強化

地域社会の中で活動している法人は、社会を構成する一員として、関連する法令等を遵守して活動する必要がある。法令等を遵守しなければ、「社会的な信用が低下し、地域社会で活動を続けることができなくなってしまうリスク」や「法人内のモラルが低下するリスク」等が生じる可能性がある。したがって、市が出資している第三セクター等においても、法令を遵守した運営を行うことができるような体制を構築する重要であり、また、市は第三セクター等の法令遵守体制についてモニタリングする必要があると考える。

ここで、市の第三セクター等のうち、法令遵守体制について改善の余地があると考えられる事項が複数発見された。

法人	指摘／意見	内容	関連する法令等
那覇市シルバー人材センター	指摘①	会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている。	定款
那覇市シルバー人材センター	意見②	労働時間管理の適切性に疑義がある。	労働基準法
那覇市シルバー人材センター	意見⑩	反社チェック手続を強化すべき。	那覇市暴力団排除条例、 沖縄県暴力団排除条例
那覇市育英会	指摘①	利益相反取引について理事会の承認を得ていない。	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
泊ふ頭開発	意見③	常勤監査役の勤務日数が十分とは言えないため、監査役会の在り方を改めて検討すべき。	会社法

市は、第三セクター等に適切に関与する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。

全般的意見 6. 財政的援助は真に必要なものに限定すべき

那覇市の補助金に関するガイドライン 3. (2) 1. ③において、補助金の交付は真に支援を必要とする団体に対するものに限定すべきであり、資金的余裕のある団体への補助は廃止を検討すること、とされている。

【那覇市の補助金に関するガイドライン 3. (2) 1. ③より抜粋】

③ 真に支援を必要とする補助団体に対するものであること。

※ 補助金額を上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。

※ 本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること。

(下線は監査人による。)

また、「財政的援助は真に必要とする団体に限定し、資金的余裕のある団体への援助は慎重であるべき」という考え方は、補助金に限らず、負担金や交付金等も含めた、全ての財政的援助に共通しているものと考えられる。

しかしながら、監査を実施した結果、財政的援助が真に必要であったかどうかについて疑問が生じた事業が複数発見された。

No.	事業名	指摘／意見	内容
5	軽費老人ホーム補助金事業	指摘①	資金的に窮している兆候の無い団体に対し、過年度と同水準の補助金を交付している。
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見② 意見④	自己収入の増加に伴い資金残高が増加している団体に対し、過年度と同水準の補助金を交付している。
17	病院事業運営費交付金（新型コロナウイルス関連）	意見①	資金的に窮している兆候の無い団体に対し、コロナ関連交付金を支出している。また、結果的に当該交付金はほとんど未使用のまま次年度に繰り越されている。

今後、少子高齢化が進行することにより、現役世代の減少に伴う税収の減少や高齢者の増加に伴う社会福祉費の増加も想定されることから、市の財政状況は一層厳しさを増すことも考えられる。市は、今一度、財政的援助事業についてゼロベースで見直し、援助の必要性及び事業廃止や援助額の減額の可能性について検討することが強く望まれる。

全般的意見 7. 成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある

令和3年度那覇市包括外部監査報告書の全般的意見2.でも述べた通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要がある。

事業の評価を実施しなければならない理由は、以下の通りである。

① 最少の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため

地方自治法第2条14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

最少の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するには、事業に投入した行政資源（財源や人員、等）に対してどれだけの成果が生じたのか、客観的かつ適切に測定し評価する必要がある。

そのためには、事業の評価基準となる成果指標を適切に設定し、成果指標の達成度に基づき客観的かつ適切に事業を評価する必要がある。

② 市民への説明責任が果たすため

市民は、納めた税金がどのような事業に投入され、その事業がどのような成果をあげたのか知る権利があり、市は市民に対して説明責任を負っているものと考えられる。したがって、市民への説明責任を果たすために、市は実施した事業を適切に評価し、事業の成果を明らかにしなければならない。

③ 事業改廃の判断が適切に実施するため

事業というものは、単に「前年度も実施しているから」や「他の自治体も実施しているから」といった理由で実施の判断を行うべきではなく、成果が見込めるかどうかで判断すべきであり、成果が見込めるかどうかについては、当該事業の前年度の成果実績を参考にして決定すべきである。

④ 事業の継続的な改善のため

PDCAの観点から言えば、事業は実施して終わりとするのではなく、実施後に成果目標の達成度に基づき事業実績を適切に評価した上で、「成果目標が未達だった場合、未達原因を分析」「事業実施中に判明した、課題や要改善点を抽出」、等を実行し、翌事業年度以降の事業計画に反映させることで、事業の継続的な改善を図るべきである。

しかしながら、成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数 40 件のうち、80%に相当する 32 件で発見されているところである。

区分	監査対象数	成果指標及び事業評価に 改善の余地がある事例数
第三セクター等	6	4
出資団体	2	2
財政的援助事業	32	26
計	40	32

(80.0%)

令和3年度から引き続きの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。

第2. 個別事業の監査結果まとめ

1. 第三セクター等に関する問題点

(1) 出資手続に関する問題点

増資時の1株あたり出資額の算定方法に合理性が不足している法人があった。(沖縄都市モノレール㈱)

また、第三セクター等に関する総務省指針によれば、第三セクターが実施する事業は高い公共性・公益性が求められるが、現状の事業の公益性について疑義が生じている法人があった。(泊ふ頭開発㈱)

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見①	増資時の1株あたり出資額についてより詳細に検討すべき
2	泊ふ頭開発㈱	意見①	第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要

(2) 第三セクター等のガバナンスに関する問題点

① 事業に関する自己評価について

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3)によれば、第三セクター等は自ら事業の評価をすることが望ましいとされているが、自己評価の方法に改善の余地がある法人があった。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見②	第三セクター等による自己評価に改善の余地がある
2	泊ふ頭開発㈱	意見②	第三セクター等による自己評価が実施されていない
3	那覇市育英会	意見①	成果指標について改善の余地がある
4	那覇市シルバー人材センター	意見①	第三セクター等による自己評価が十分に実施されていない
6	那覇市立病院	意見①	事業に関する自己評価について改善の余地がある

② その他

- ・ 常勤監査役の勤務日数の十分性に疑義がある法人があった。(泊ふ頭開発㈱)
- ・ 法令や定款等の遵守状況について、改善の余地があると考えられる法人があった。(那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
-----	-----	-------	----

2	泊ふ頭開発(株)	意見③	監査役会の在り方を改めて検討すべき
3	那覇市育英会	指摘①	利益相反取引について理事会の承認を得ていない
4	那覇市シルバー人材センター	指摘①	会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている

(3) 人事に関する問題点

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (2)によれば、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行う必要があるとされているが、市長が役員を兼任している第三セクター等において、役員としての職責を果たしているとは言い難い事例が発見された。(沖縄都市モノレール(株)、泊ふ頭開発(株))
- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (2)によれば、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行う必要があるとされているが、他の選択肢についての検討が不十分なまま、市の元職員を採用してしまっている事例が発見された。(沖縄都市モノレール(株)、泊ふ頭開発(株)、那覇市育英会)
- ・ その他、那覇市立病院において、「人事評価を反映した給与体系の検討が望ましい」という意見が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール(株)	意見③	取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (市長が取締役を兼務)
		意見④	第三セクターの部長職にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (元市役所職員が就任)
2	泊ふ頭開発(株)	意見④	取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (市長が取締役を兼務)
		指摘①	取締役にあふさわしい人材が選任されているか疑問 (元市職員の取締役就任)
3	那覇市育英会	意見②	理事にあふさわしい人材が選任されていたか疑問 (元市職員の常務理事就任)
6	那覇市立病院	意見②	人事評価を反映した給与等の検討

(4) 財政支援に関する問題点

個別の事業ごとに、下記「3. 財政的援助事業に関する問題点」に記載する。

(5) 第三セクター等の効率的な運営に関する問題点

① 第三セクター等における契約手続について

- ・ 契約事務に関する内規を定めることで経営の効率化を図っている第三セクター等のうち、当該内規に従って運営が行われていない法人があった。(沖縄都市モノレール㈱、那覇市立病院)

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール㈱	意見⑤	契約事務規程の記載内容に改善の余地がある
		意見⑥	予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに改善の余地がある
		指摘①	随意契約を締結する際の見積書入手方法が契約事務規程を遵守していない
6	那覇市立病院	意見③、⑥ ⑨、⑫、⑭、 ⑰	随意契約により事業者を選定する理由が不十分
		意見⑦、 ⑩、⑬、⑮、 ⑱	随意契約の際の見積合わせが実施されていない
		意見④、⑤	一般管理費の計上根拠が不明確
		意見⑧、⑪	遡及押印時の承認手続が不十分
		意見⑯	請求書のチェック内容に改善の余地がある

② その他

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第2. 3 (3)によれば、地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠であるとされているが、市が具体的な効率化の施策を把握していない事例が発見された。(泊ふ頭開発㈱)
- ・ 労働時間管理の適切性に疑義がある法人が発見された。(那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発㈱	意見⑤	効率化施策について市が十分に把握していない

4	那覇市シルバー人材センター	意見②	労働時間管理の適切性に疑義がある
---	---------------	-----	------------------

(6) 市による第三セクター等のモニタリングに関する問題点

① 市によるモニタリングについて

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (3) によれば、地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要であり、評価に当たっては、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し、等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要とされているが、市によるモニタリング、投資の効果測定及び出口戦略の検討が不十分となっている事例が発見された。(泊ふ頭開発㈱、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発㈱	指摘②	第三セクターに対するモニタリングを実施していない
		意見⑦	第三セクター等への出資に関する効果測定が実施されていない
		意見⑧	第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分
3	那覇市育英会	指摘②	公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある
		指摘③	第三セクターに対するモニタリングを実施していない
		意見③	第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない
4	那覇市シルバー人材センター	指摘②	公益法人が第三セクター等に該当するか否かの判定に誤りがある
		指摘③	第三セクターに対するモニタリングを実施していない
		意見③	第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない

② 経営健全化方針について

- ・ 第三セクター等に関する総務省指針第3. によれば、地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、経営健全化方針を策定し経営健全化に取り組むことが必要であるとされているが、沖縄都市

モノレール(株)の経営健全化方針及びその取組状況の記載内容が不十分であった。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール(株)	意見⑧	経営健全化方針の記載内容が十分でない
		意見⑨	経営健全化方針に基づく取組状況の記載が十分でない

③ 株主総会の議案に対する賛否の意思決定過程について

第三セクター等が株式会社である場合、市は株主として株主総会の議案に対して適切に賛否を決定する必要があるが、株主総会の議決権行使時における市内部の意思決定過程が起案書等に記録されていない事例が発見された。(沖縄都市モノレール(株)、泊ふ頭開発(株))

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール(株)	意見⑦	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない
2	泊ふ頭開発(株)	意見⑥	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が文書化されていない

(7) 財務情報の適切性に関する問題点

第三セクター等に関する総務省指針第2. 1 (1)によれば、第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要であるとされているが、会計処理や関連する内部管理体制に改善の余地がある法人があった。(泊ふ頭開発(株)、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター、那覇市立病院)

No.	法人名	指摘/意見	概要
2	泊ふ頭開発(株)	意見⑨	税効果会計が適用されていない
		意見⑩	退職金の算定方法が規程と一致していない
		意見⑪	小口現金の管理方法について改善の余地がある
		意見⑫	固定資産の減損判定方法に改善の余地がある
		意見⑬	貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある
		指摘③	ファイナンス・リース取引の会計処理が誤っている

3	那覇市育英会	意見④	預金管理体制が不十分
		意見⑤	貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない
		意見⑥	償還が遅延している貸付金の回収手続に改善の余地がある
		指摘④	貸付積立金に複数財源の資金が混在している
		意見⑦	指定正味財産に計上されている指定補助金の使途が不明確
4	那覇市シルバー人材センター	意見④	現金管理体制が不十分
		意見⑤	未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない
		意見⑥	回収が遅延している未収入金の回収手続が十分でない
		意見⑦	財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭
		意見⑧	賞与引当金の計上が漏れている
6	那覇市立病院	意見⑱	固定資産の減損兆候を判定していない
		指摘①	固定資産の現物確認が不十分
		意見⑳	現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた（管理台帳と現物の不一致）
		指摘②	資産管理ラベルが貼付されていない固定資産があった
		指摘③	実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない
		意見㉑	たな卸差異の改善のためのフィードバックが不十分
		指摘④	貸倒引当金の対象となる未収金が網羅的に集計されていない

（８） 議会への説明・住民への情報公開に関する問題点

第三セクター等に関する総務省指針第２．２によれば、地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現

在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であるとされているが、情報公開方法に関して改善の余地がある事例が発見された。(沖縄都市モノレール(株)、泊ふ頭開発(株)、那覇市育英会、那覇市シルバー人材センター)

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	沖縄都市モノレール(株)	意見⑩	情報公開が不十分
2	泊ふ頭開発(株)	意見⑭	情報公開が不十分
3	那覇市育英会	意見⑧	情報公開が不十分
4	那覇市シルバー人材センター	意見⑨	情報公開が不十分

(9) その他

- ・ 那覇市育英会については、経営環境の変化(新規貸与者数減少、市が直営で給付型奨学金事業を開始)を踏まえ、将来の展望を検討すべきである。
- ・ 那覇市シルバー人材センターにおける反社チェック手続を強化すべきである。
- ・ 那覇市土地開発公社は長期間休眠状態であるため、存続の可否について改めて検討すべきである。
- ・ 那覇市民病院において、将来的な診療科別等の原価計算の導入を検討すべきである。

No.	法人名	指摘/意見	概要
3	那覇市育英会	意見⑨	那覇市育英会の将来的な展望について
4	那覇市シルバー人材センター	意見⑩	反社チェック手続の強化について
5	那覇市土地開発公社	意見①	休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について
6	那覇市立病院	意見②②	原価計算制度の導入検討
		意見②③	入札時及び契約時の起案について

2. 出資団体に関する問題点

① 出資に関する成果測定について

市が行った出資について、どのような成果が上がっているのか、また、出資目的はどの程度達成されているのか、について、測定が不十分となっている事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング(株)	意見①	出資に対する成果を測定していない
2	那覇新都心(株)	意見①	出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分

② 監査役の選任について

市の出資団体からの常勤監査役推薦依頼に対し、市職員出身者以外でよりふさわしい候補者がいないのか、という観点から、市においてより慎重な検討が必要と考えられる事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング(株)	意見②	監査役にふさわしい人材が選任されているか疑問（元市職員の監査役就任）

③ 株主総会の議案に対する賛否の意思決定過程について

出資団体が株式会社である場合、市は株主として株主総会の議案に対して適切に賛否を決定する必要があるが、株主総会の議決権行使時における市内部の意思決定過程が起案書等に記録されていない事例が発見された。

No.	法人名	指摘/意見	概要
1	那覇空港ビルディング(株)	意見③	株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起案書に記録されていない

3. 財政的援助事業に関する問題点

(1) 補助金、負担金、交付金事業に関する問題点

① 成果指標及び事業評価について

全般的意見 7. で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	意見①	成果指標が設定されていない
2	指定管理者制度導入施設運営 安定化支援金交付事業	意見①	事業の事後的評価について改善の余地がある
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	意見①	成果指標が設定されていない
4	那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	意見①	活動指標に改善の余地がある
		意見②	成果指標が設定されていない
5	軽費老人ホーム補助金事業	意見①	成果指標が設定されていない
7	漫湖水鳥・湿地センター管理 運営協議会負担金事業	意見②	成果指標が設定されていない
8	離島漁業再生支援事業	意見①	成果指標が設定されていない
9	水産物の新たな販売手法構築 事業(新型コロナ関連)	意見①	成果指標が設定されていない
10	那覇商工会議所事業費助成事業	意見①	成果指標が設定されていない
11	指定管理者制度導入施設運営 安定化支援金交付事業	意見①	事業の事後的評価について改善の余地がある
12	NAHA マラソンコロナ対策支援 事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
13	沖縄都市モノレールインフラ 外整備事業建設補助金	意見①	事業完了後における成果指標の達成 度測定が必要
14	那覇市育英会運営補助金	意見①	成果指標が設定されておらず、事業の 評価が不十分
15	那覇市シルバー人材センター 運営補助金	意見①	成果指標が設定されておらず、事業の 評価が不十分

② 予算の積算について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 予算積算方法に誤りがある、または、改善の余地がある事業があった。(No. 5、8、16)
- ・ 予算積算根拠が不明瞭な事業があった。(No. 7、17)
- ・ 予算積算時には、補助金交付対象事業者の収支余裕額を確認の上、予算措置額は必要最小限の金額で積算すべき。(No. 15)

No.	事業名	指摘/意見	概要
5	軽費老人ホーム補助金事業	意見②	予算積算方法に改善の余地がある
7	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業	意見③	予算の積算根拠が不明
8	離島漁業再生支援事業	指摘①	補助金予算積算額の算定方法に誤りがある
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見②	補助金予算積算時における団体の資金的余裕の有無の検証
16	病院事業運営費負担金	意見①	運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある
17	病院事業運営費交付金（新型コロナ関連）	指摘①	運営費交付金の予算積算根拠が無い

③ 交付について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 補助金の交付額の算定基礎となる、補助対象経費や補助率について、補助金交付要綱において明確になっていなかったり、担当者の認識に誤りのある事業があった。(No. 3、10、14、15)
- ・ 負担金の支出根拠となる協定書が作成されていない事業があった。(No. 7)
- ・ 交付団体の収支に余裕がある場合、補助金交付額は予算措置額から減額することも検討すべきである。(No. 15)
- ・ 交付金の交付要綱が作成されていない事業があった。(No. 16)

No.	事業名	指摘/意見	概要
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	指摘①	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
7	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業	意見④	負担金交付に係る協議書及び交付決定書の文書が作成されていない
10	那覇商工会議所事業費助成事業	指摘①	補助対象経費の考え方が妥当でない
		指摘②	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない

14	那覇市育英会運営補助金	意見②	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	意見③	補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない
		意見④	収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討
16	病院事業運営費負担金	意見②	運営費負担金の交付要綱が作成されていない
18	救急診療事業補助金	意見①	医療提供体制の十分性について市が確認していない

④ 実績報告及び検査について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 事業報告書の内容に不備がある。(No. 1)
- ・ 補助対象経費の検査内容が不十分となっている事業があった。(No. 3、4、14、15)
- ・ 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法を全庁的に検討すべき。(No. 2、11)

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	指摘①	事業報告書の内容に不備がある
2	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	意見②	指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	指摘②	検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない
4	那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業	指摘①	検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない
11	指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業	意見②	指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化
14	那覇市育英会運営補助金	指摘①	検査において補助対象経費の確認漏れが生じている
15	那覇市シルバー人材センター運営補助金	指摘①	検査において補助対象経費の確認漏れが生じている

⑤ その他

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 事業実施主体について、補助事業者で実施するか、市直営で実施するかの検討を行うべき。(No. 3)

- ・ 交付団体に資金的余裕がある場合に、補助金の廃止または減額を検討すべき。(No. 5)
- ・ 補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取り扱いが、補助金交付要綱に定められていない事業があった。(No. 10)
- ・ 交付金の必要性について、検討が不十分である事業があった。(No. 17)

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	協働によるまちづくり推進事業	意見②	コロナ禍に対応した柔軟な予算執行が必要
3	那覇市社会福祉協議会補助金事業	意見②	重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実施主体の再検討
5	軽費老人ホーム補助金事業	指摘①	資金的に余裕のある団体に対する補助金交付の妥当性検討が不十分
7	漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業	意見①	市民に向けた事業内容の周知活動の実施
9	水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナ関連)	意見②	補助金適正化チェックシート作成の運用ルールに改善の余地がある
10	那覇商工会議所事業費助成事業	指摘③	事業内容変更時に計画変更申請書類を入手していない
		指摘④	補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない
17	病院事業運営費交付金(新型コロナ関連)	意見①	運営費交付金交付の必要性検討が不十分

(2) 委託事業に関する問題点

① 成果指標について

全般的意見 7. で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
21	都市公園維持管理業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
22	「広報なは市民の友」配布業務委託	意見①	成果指標が設定されていない
23	スプリング入りマットレス等解体業務委託	意見①	活動指標が設定されていない
24	那覇市津波避難ビルにおける	意見①	成果指標が設定されていない

	介護予防普及啓発事業および 地域介護予防活動支援事業		
25	がん検診・肝炎ウイルス健診 (個別・集団検診) 業務	意見①	受診状況の分析及びフィードバック について
26	新型コロナウイルスワクチン 集団接種医師業務	意見①	事業の事後的評価について改善の余 地がある
27	新型コロナワクチン接種に係 る基本型医療機関業務	意見①	事業の事後的評価について改善の余 地がある
28	那覇市職員定期健康診断業務	意見①	定期健康診断の受診状況の分析及び フィードバック

② 予算の積算について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 委託金額決定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある。(No. 19)
- ・ より合理的な算定方法について検討すべき。(No. 23)
- ・ 一般管理費の算定ルールが不明確になっている事業があった。(No. 24)
- ・ 予定価格決定の経緯に関する記録が作成されていない事業があった。(No. 25、26)

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路 の維持管理業務委託	意見②	委託金額決定時に入手する見積書 の内容に改善の余地がある
23	スプリング入りマットレス等 解体業務委託	意見②	より合理的な委託料積算方法の検討
24	那覇市津波避難ビルにおける 介護予防普及啓発事業および 地域介護予防活動支援事業	意見②	事務費算定ルールが不明確
25	がん検診・肝炎ウイルス健診 (個別・集団検診) 業務	意見②	予定価格決定の経緯に関する記録が ない
26	新型コロナウイルスワクチン 集団接種医師業務	意見②	予定価格(医師時給)決定の経緯に関 する記録がない

③ 委託先の選定について

随意契約により委託契約を締結した場合、市是那覇市契約規則第 21 条 1 項 3 号に従い、契約情報を公表する必要があるが、市の HP に契約情報が記載されていない委託契約があった。(No. 23、24)

No.	事業名	指摘/意見	概要
23	スプリング入りマットレス等	意見③	随意契約の契約内容が公開されてい

	解体業務委託		ない
24	那覇市津波避難ビルにおける 介護予防普及啓発事業および 地域介護予防活動支援事業	指摘②	随意契約の契約内容が公開されてい ない

④ 契約手続について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 委託契約書に再委託禁止条項があるにもかかわらず、再委託を行ってしまっている事業があった。(No. 19、24)
- ・ 随意契約における見積合わせ不要とした根拠が不明確になっている事業があった。(No. 26)
- ・ 契約前に徴求する見積書に、「発行日付」及び「見積有効期限」の記載欄が無かった。(No. 26、28)

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路 の維持管理業務委託	指摘①	委託契約書に再委託制限条項が記載 されているにもかかわらず、再委託を 行っている
24	那覇市津波避難ビルにおける 介護予防普及啓発事業および 地域介護予防活動支援事業	意見③	再委託禁止条項が委託先の業務実施 形態と齟齬がある
26	新型コロナウイルスワクチン 集団接種医師業務	意見③	随意契約における見積合わせ不要と した根拠が不明確
		意見④	見積書の様式について改善の余地が ある
28	那覇市職員定期健康診断業務	意見②	見積書の様式について改善の余地が ある

⑤ 事業報告及び検査について

主な発見事項は次の通りである。

- ・ 委託事業に係る経費の根拠資料の入手が不十分となっている事業があった。(No. 19)
- ・ 仕様書に記載されていない業務を実施している事業があった。(No. 19)
- ・ 検査方法を充実すべきと考えられる事業があった。(No. 20)
- ・ 業務仕様書において提出することが定められている書類を入手していない。(No. 21)
- ・ 委託した業務の一部が実施されていないにもかかわらず、委託料が全額支払われてしまっている事業があった。(No. 24)

No.	事業名	指摘/意見	概要
19	沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託	意見③	委託費に係る根拠資料の入手が不十分
		意見④	精算報告書の提出時期について再検討の余地がある
		意見⑤	仕様書に記載されていない業務が委託されている
20	那覇市市制 100 周年記念沖縄都市モノレール（ゆいレール）ラッピング車両運行等業務	意見①	履行状況に関する検査方法に改善の余地がある
21	都市公園維持管理業務委託	指摘①	業務仕様書に定める書類の徴取に不備がある
24	那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業	指摘①	業務の一部が履行されていないにもかかわらず、委託料が全額支払われている

（３） 指定管理事業に関する問題点

① 成果指標について

全般的意見 7. で記載した通り、市は、実施する事業について、適切な成果指標を設定し事業を評価する必要があるが、成果指標の設定又は事業評価に改善の余地がある事業が多数発見された。

No.	事業名	指摘/意見	概要
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見②	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない
31	老人福祉センター管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見④	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない
32	児童館管理運営事業	意見①	成果指標が設定されていない
		意見③	成果指標に基づいたモニタリングを行っていない

② 予算の積算について

発見事項は次の通りである。

- ・ 指定管理料に含まれる一般管理費相当分の算定ルールが不明確となっている事業があった。（No. 29、32）

- ・ 指定管理料積算時に、指定管理料収入を考慮していない事業があった。(No. 31)

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見②	一般管理費の計上根拠が不明確
31	老人福祉センター管理運営事業	意見③	指定管理料に積算時に利用料金を考慮していない
32	児童館管理運営事業	意見②	諸経費の算定ルールが不明確

③ 市のモニタリングについて

主な発見事項は次の通りである。

- ・ モニタリングにあたり、当該評価に至った理由が不明瞭となっている事業があった。
(No. 30、31、32)
- ・ 事業実施後の検査方法に改善の余地がある事業があった。(No. 29)
- ・ 仕様書に定める事業の一部が実施されていない事業があった。(No. 31)

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見①	指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要
		意見③	モニタリングの内容について改善の余地がある
30	那覇市総合福祉センター管理運営事業	意見③	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分
31	老人福祉センター管理運営事業	意見②	仕様書の内容が一部履行されていない
		意見⑤	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分
32	児童館管理運営事業	意見④	モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分

④ その他

No.	事業名	指摘/意見	概要
29	那覇市ぶんかテンプス館管理運営事業	意見④	指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある

4. 発見事項の個数

個別事業の監査において発見された事項の総数は、指摘 32 個、意見 142 個で、合計 174 個となった。